

## 横須賀市上下水道局ホームページ広告掲載契約書（案）

横須賀市（以下「甲」という）と〇〇会社（以下「乙」という）とは、下記の条項により甲のホームページへの広告掲載に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 甲のホームページのトップページ（以下「トップページ」という。）のうち甲が指定した部分に乙のバナー広告（以下「広告」という。）を掲載する契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載枠数及び位置）

第2条 広告を掲載する位置は、トップページ右側に指定した枠のうち、次のとおりとする。

- (1) 掲載する枠は、「〇箇所」とする。
- (2) 枠の位置は、別紙「位置図」の「〇枠」とする。

（広告掲載期間）

第3条 広告の掲載期間は、平成29年10月2日10時00分から平成30年10月1日9時00分までとする。

（広告掲載料）

第4条 広告掲載料は、〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税額」という。）〇〇〇〇円を含む。）とする。

（広告掲載料の支払い）

第5条 乙は、甲に対し甲が発行する納入通知書により指定する期日までに広告掲載料として前条に規定する額を支払わなければならない。

2 甲の責めに帰すべき理由により広告が掲載できない期間（24時間以上に限る。）があった場合は、甲は、1月当たりに相当する広告掲載料の額（消費税額を除く）の30分の1の額に当該期間の日数を乗じて得た額（百円未満の端数は切り捨てる。）に消費税額を加算した額を乙に還付するものとする。

3 前項に規定する場合において乙に損害が生じ、乙が甲に損害賠償を請求するときは、甲及び乙は誠実に協議を行うものとする。

（広告の種類及び範囲）

第6条 広告は、市民生活に関連したものに限り、かつ、広告に結び付けられた情報が下記のいずれかにも該当しないものとする。

- (1) 別表に掲げる者の事業に係るもの
- (2) 人権侵害となるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (5) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(6) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの

(7) 良好な景観又は風致を害するもの

(8) その他、広告媒体に掲載する広告として適当でないと甲が認めるもの

(広告の規格)

第7条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 画像の大きさは、1 枠当たり縦 60 ピクセル、横 234 ピクセルであること。ただし、枠を結合する場合には、縦ピクセル数は結合する枠数を 1 枠当たりのピクセル数に乗じて得た数とすること。

(2) データ量は、150キロバイト以内であること。ただし、2 枠を結合させる場合は300キロバイト以内、3 枠を結合させる場合は450キロバイト以内、4 枠を結合させる場合は600キロバイト以内、5 枠を結合させる場合は750キロバイト以内とする。

(3) 画像形式は、G I F (アニメG I F 可)、J P E G、P N G のいずれかとする。

(広告代理の禁止)

第8条 乙は、他の事業者の広告を掲載することができない。

(広告掲載の変更制限)

第9条 乙は、広告の掲載期間中に広告を変更することはできない。

(広告掲載の停止)

第10条 甲は、乙が次条第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該該当事由が解消するまでの間、広告掲載を停止することができる。

2 前項の規定により広告掲載を停止した場合は、乙は、甲に対して損害賠償又は広告掲載料の還付を請求することはできない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により甲が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(2) 別表に掲げる者に該当するとき。

(3) 第6条又は第7条の規定に違反するとき。

(4) 上下水道局ホームページ広告掲載要綱第7条の規定により広告掲載取りやめ申出書を甲に提出したとき。

(5) この契約に違反したとき。

(6) 経営状態が悪化したと判断する事実があり、かつ、乙の所在が不明のため連絡をとることができないとき。

(7) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号。以下「暴排条例」という。）

第10条の規定による照会に対する神奈川県警察本部長からの回答又は神奈川県警察本部長からの通知により、乙（共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下

この号において同じ。)が次のいずれかに該当することが判明したとき。

ア 暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下単に「暴力団員等」という。)であると認められたとき。

イ 暴排条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等であると認められたとき。

ウ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したと認められるとき。

エ 乙又は乙の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(8) 第13条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、同項第4号の規定に該当する場合であつて乙の責めに帰さない理由による広告掲載の取りやめのときは、既納の広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

3 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除された場合であつて、広告掲載料に未納があるときは、その全額を支払わなければならない。ただし、甲が特に斟酌する事情があると認めた場合は、全部又は一部を減額することができる。

第12条 甲は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害賠償の額は、甲及び乙が協議して定める。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除された場合において、当該契約の違反により乙に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害賠償の額は、甲及び乙が協議して定めるものとするが、広告掲載料の契約金額を上限とする。

(仕様書等による解除)

第14条 第11条から前条までの規定にかかわらず、仕様書等により別に解除に関する定めがある場合は、当該内容に従って処理するものとする。

(その他)

第15条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

この契約締結の証として本書2通を作成して、甲乙記名捺印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 横須賀市小川町 11 番地  
横須賀市  
横須賀市上下水道事業管理者 田 中 茂

乙 ○○市○○町  
○○会社○○  
代表 ○○○

位置図

広告枠の記号



別表

- (1) 市税、水道料金及び下水道使用料を滞納している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種及びこれに類する者
- (3) 消費者金融に係る者
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- (5) 法令に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (6) 法令に違反し、又はそのおそれのある者
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、当該内容を実施していない者
- (8) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (9) 甲の業務に支障を及ぼすおそれのある者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、甲が広告主として適当でないと認める者